

岩手県障害者施策推進協議会条例及び障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成23年10月25日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第71号

岩手県障害者施策推進協議会条例及び障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の一部を改正する条例

(岩手県障害者施策推進協議会条例の一部改正)

第1条 岩手県障害者施策推進協議会条例(昭和48年岩手県条例第24号)の一部を次のように改正する。

	改正前	改正後
1	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第26条第3項</u> の規定により、岩手県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第34条第3項</u> の規定により、岩手県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
2	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第34条第3項</u> の規定により、岩手県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。	(趣旨) 第1条 この条例は、障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第36条第3項</u> の規定により、岩手県障害者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。
備考 改正部分は、下線の部分である。		

(障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例の一部改正)

第2条 障がいのある人もない人も共に学び共に生きる岩手県づくり条例(平成22年岩手県条例第59号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第2条</u> に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、 <u>発達障害者支援法(平成16年法律第167号)第2条第1項</u> に規定する発達障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々 ^の 社会的環境において求められる能力	(定義) 第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1) 障がい 障害者基本法(昭和45年法律第84号) <u>第2条第1号</u> に規定する身体障害、知的障害又は精神障害、高次脳機能障害その他これらに準ずる障害があることに伴い、その時々 ^の 社会的環境において求められる能力又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において

又は機能に達しないことにより、継続的に日常生活又は社会生活において 相当な制限を受ける状態をいう。 (2) [略]	相当な制限を受ける状態をいう。 (2) [略]
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第1条中表2の項の改正部分は、障害者基本法の一部を改正する法律（平成23年法律第90号）附則第1条第1号に掲げる規定の施行の日から施行する。